

会計監査の目的とするところは事業の真の財政状態および収益能力の確定にある。もちろん過誤・不正の摘発予防、その他種々の特殊問題の解決にもこの監査を必要とするのであるが、一般的にいえばその主要目的は財政の静態および動態が、正しく会計記録の上に表明されているかどうかを明らかにするにあるといえる。したがって誤りの指摘のために監査する場合も多々あるが、会計監査究極の目的は企業財政の真相をとらえることにあり、誤りの指摘はむしろその手段として実行されるものであるとみるべきである。

会計監査は会計上の諸記録を吟味してその内容の正否いかんを、また国鉄においては経済性についても検証することとしているから、これによって事業の財政状態・収益状態の真相がとらえられることとなり、種々の効果があげられる。そのおもなものをあげると、1 財政状態が明らかとなり、損益計算もまた正確となり、経営者はこれによってその企業の欠陥を矯正(きょうせい)し、かつ改善を計り、また正確な資料をもとに経営方策を定めて将来の堅実な発展を期することができる 2 株主・債権者または将来その企業に関係をもとうとする一般公衆が、事業の財政状態を知るには、通常その事業の発表する決算報告によるほか途がないわけであるが、決算書がもし不正確であった場合には、そのため誤った判断を下して不慮の損害をうけることになる。信用のある専門家の監査を経て発表された正確な決算書によって判断するとすれば、不測の損害をうける機会が少なくなる 3 事業の会計記録が、信用ある専門家によって十分吟味検証されたことが証明されると、事業の外部者はもちろん内部者である経営者や従業員など、すべての利害関係者に安心感をいだかせることとなる 4 企業の信用を増し新株や社債などの募集を容易にし、金融の申込に対して金融業者は安心してそのもとめに応じ得ることとなる 5 営業の譲渡の場合その価格決定の基礎となるものは、いうまでもなく当該事業の財政状態および収益能力のいかんにあるから、双方を納得させるに足るほどの有力な監査人の手によって、絶対公平に監査された決算書は双方の理解を早め、歩みよりも容易となり、その交渉は比較的早くまとまるわけである 6 会計記録が吟味されその正否が検証されることになると、不正や誤りが発見され、自然その記録は整備され、また常時に会計監査が行われる場合には、会計当務者の不注意や怠慢による過誤の機会を少なくし、詐欺不正の意図も圧殺されるわけである。

監査人は監査事務終了後ただちに資料を整理し、監査報告書を作成してこれを依頼人に提出しなければならない。監査報告書は依頼人に監査内容を示し、自己の責任を明らかにするものである。

会計監査は以上のように会計記録について、その内容の正否を検証することであるが、いわゆる取引に関する原始書類から、会計帳簿を通じ最後に作成されたものは、貸借対照表・損益計算書等の決算報告書類であるから結局監査報告書には、これらの決算書類が適正に作成されているかどうかを目標におくのが通例で、必要に応じて諸事項をもあわせて表示するのがより適切である。

なお日本国有鉄道法で運輸大臣の任命にかかる監査委員会が設置され、全業務を監査し、国鉄が作成した財務諸表に監査報告書を添え運輸大臣に提出することになっている。——日本国有鉄道会計監査規程。(小路裕裕)

かいけいちょう 会計長 日本国有鉄道法上の会計職員であって、債務者に対する支払の請求、出納役・分任出納役および出納員に対する現金または有価証券の出納命令、ならびに各勘

定科目相互間および決算箇所相互間の振替決算命令を担当する国鉄の会計機関をいう(日本国有鉄道会計規程第9・10条)。したがって会計長は国鉄が国の特別会計時代における徴収事務官、分任支出官および決算箇所長という3つの職務を兼掌するものである。

国鉄においては現金および有価証券の出納事務については内部牽制(けんせい)制度を採用し、命令機関として会計長を、執行機関として出納役を対立的に設け、両者の兼職を避けるとともに、それぞれの責任の所在を明らかにし、もって現金管理組織の万全を期している。

会計長には本社にあっては経理局出納課長、鉄道管理局にあっては経理部長(経理部を置かない局は総務部長)、工事事務所にあっては経理課長(信濃川にかぎる)、または庶務課長(飯田線にかぎる)、鉱業所にあっては会計課長の職にある者が、部内規程により自動的になることとなっている。その担当範囲は本社会計長にあっては本社および本社付属機関、工事事務所会計長にあっては当該工事事務所、鉱業所会計長にあっては当該鉱業所のみであるが、鉄道管理局会計長の担当範囲はひとり当該鉄道管理局のみにとどまらず、最寄の船舶管理部、地方自動車事務所、地方資材部、工場、工事事務所(信濃川および飯田線を除く)、操機工事事務所、電気工事事務所、給電管理事務所など他の地方機関をも含んでいる。

なお国鉄においては、前述の会計長の所在箇所から離れている地に所在する地方機関にかかる収入・支出に支障を与えないように、所要の箇所に分任会計長を設置している。目下のところ郡山・浜松および幡生の各工場の分については郡山・浜松および下関の各出納所主任が、岐阜および下関両工事事務所の分については当該工事事務所の経理課長がそれぞれ分任会計長となっている。したがって分任会計長は国鉄が国の特別会計時代における徴収事務官と、分任支出官という2つの職務を兼掌するものであるが、決算箇所長としての職務は行わないこととなっている。

会計長および分任会計長は、国鉄にも準用される「予算執行職員等の責任に関する法律」上の予算執行職員に指定されており、その故意または重大な過失により法令等に準拠せず、または資金振替計画および支払計画の定めるところにしたがわないうで経費の支出をし、国鉄に損害を与えたときは弁償の責に任じなければならない。

なお会計長および分任会計長は日本国有鉄道法上、債務に対する支払の請求に関し総裁を代理(法定代理)する。(渡辺耕一)

かいけつきんしれっしゃ 解結禁止列車 列車の使命と性格から常に高速度で運転する列車があり、中間の各駅で貨車を解結する場合には列車がはなはだしく遅延し、また列車によっては常に貨車の牽引(けんいん)余力がないため中間駅の貨車が連結できないもの等がある。このような場合鉄道管理局においては、計画的に中間駅の全部または一部につき、貨車の解結を禁止したり、または解結のいずれか一方だけに制限を加えている。このように貨車の解結を禁止している列車を貨車解結禁止列車と称している。

このように中間駅における貨車解結に制限を加え、列車の速度向上を図り列車運行の正常を保ち、貨車を目的地に速達させることは結局において貨物輸送の能率向上となるのである。(菅野太次)

かいけつせいげん 解結制限 ローカル列車および中間駅で貨車を解結する混合列車においては、列車計画に停車時分をあまり長くすることができない場合とか、あるいは駅の構内作業